

神栖市地域交流・保健福祉機能確保
基本構想

神栖市

目 次

1. 施設整備の背景	・・・P1
2. 関連計画等の概要	・・・P2～5
3. 基本方針	・・・P6～7
4. 現状と必要施設	・・・P8
5. 施設各機能の概要	・・・P9～13
6. その他の機能整備	・・・P14
7. 敷地の概要	・・・P15～21
8. 交付金制度の活用	・・・P22
9. 事業スケジュール	・・・P23
10. 先進施設の実例	・・・P24～27

1. 施設整備の背景

これまで、公共サービスについては行政が担ってきたが、地方分権が推進され、全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、市民の価値観やニーズの多様化・高度化している現状においては、市民が望む新たな公共サービスなどの提供を行政だけで対応していくことが難しくなっている。また、地域においても、生活環境や家族形態の変化などにより、以前のような人と人との強いつながりは減少しており、市民の互助意識の希薄化が懸念される状況が続いている。

神栖市においては、波崎地域に市民活動支援センターがなく、土合地域においては地域の成り立ちから地区公民館の設置がされていないため、集会・交流の場が不足している。このため、より一層の市民協働を進めるために交流施設の整備が必要となってきている。

また、神栖市は南北に長い地理的状况であることから、地域ニーズを踏まえた行政サービスが必要であり、市民に関わりが深い健康福祉事業の分野においても、少子化や核家族化が進行しているため、より包括的で地域に密着した支援が求められている。

保健分野においては、中学校区ごとに保健師が配置されているが、現状としては神栖市保健・福祉会館に集約しているため、巡回訪問や相談に対し効率的でない部分がある。乳幼児健診や健康診断、健康相談がより身近な場所で受けることができるよう整備することにより、神栖市の健康づくりや健康寿命の改善が期待される。

福祉分野においては、子育て世代包括支援センターが波崎地域には設置されていないことから、これらの機能の充実が求められており、子育てなどを地域で継続的に見守り・支援する必要がある。さらには、児童に対する虐待等の深刻な事案を発生させないことや、地域に密着した保健福祉業務を行う必要があるため、移動に時間を要しない場所への拠点の設置が望まれている。

このような社会状況や地域の状況により、波崎・矢田部・土合地域に地域交流や保健福祉機能を有した拠点施設整備を行うことが必要となってきている。

神栖市主要施設配置図



2. 関連計画等の概要

(1) 神栖市における関連計画

・かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）

かみす共創まちづくりプランにおいては、まちづくりの理念としてその第一に「市民が主役のまちを目指して」を掲げ、その施策の大綱の第一に「市民と協働のまちづくり」を位置付けている。

さらにその1項目を「市民協働・地域コミュニティ」とし、市民主体のまちづくりの促進やコミュニティ施設の充実、広報・広聴の充実などへの取組を示している。

また、「人を育み若者を育てるまちづくり」「健康で人にやさしいまちづくり」等を施策の大綱に掲げるほか、重点プロジェクトとして「子育て日本一プロジェクト」「安全・安心で潤いのあるまちづくりプロジェクト」を定め、子育て支援機能や地域福祉機能の拡充や生きがいつくり、地域交流の推進による地域の魅力づくりに取り組むこととしている。



・神栖市地域福祉計画

神栖市地域福祉計画（第3期）では、地域福祉推進のための施策が示されており、それらの取組の場の整備が求められている。

以下、基本理念、基本目標及び主な取組の抜粋を示す。

基本理念：笑顔があふれるまち 神栖

基本目標1：共に理解し、認め合うまちづくり

- ・ 情報提供による福祉意識の普及・啓発，学校における福祉教育・体験活動
- ・ 福祉理解を深める講演会や勉強会の開催，人材育成
- ・ 市民活動支援，多世代が交流する場，地域コミュニティの活性化

基本目標2：多様な福祉サービスの提供と支え合いのできるまちづくり

- ・ 各種サービスの充実，継続的・包括的支援体制の整備
- ・ 子育て家庭，育児サークル等の支援，民生委員・児童委員活動の充実
- ・ 神栖市社会福祉協議会への支援と連携強化
- ・ 市民活動やボランティア活動の支援，拠点の確保

基本目標3：相談体制と情報提供が充実したまちづくり

- ・ 助成制度の周知，福祉サービス事業者等の情報提供
- ・ 地域福祉に関する情報提供・情報交換の機会の充実
- ・ 身近な相談窓口の確保と周知，専門的な相談機能の充実

基本目標4：安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 避難行動要支援者の支援体制の充実，防災意識の普及・啓発
- ・ 自主防犯活動の充実，交通安全意識の普及・啓発
- ・ 高齢者や障がいのある方等の外出支援

・健康かみす21プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画）

神栖市では、平成24年10月『健康都市宣言』を行い、健康づくり活動を推進している。

平成29年3月には、第1次計画の成果を踏まえ「第2次健康かみす21プラン」を策定し、「いきいき元気！目指そう健康長寿！」を基本理念に掲げ、「市民一人ひとりが健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」に向け、「自らの健康は自らつくる」という意識のもと、市民協働を念頭におきながら、市民と行政が一体となった健康なまちづくりに取り組んでいる。

しかしながら、第1次計画に設定した目標結果では、健康づくりに関心のある人の割合や、毎年、健康診断を受けている人の割合、健康と思う人の割合の低下が見られることから、さらに市民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境の整備が求められている。

「健康かみす21プラン」調査結果より抜粋

指標	対象	23年度 (実績)	27年度 (実績)	32年度 目標
健康づくりに関心のある人の割合 (「大に関心がある」と「少し関心がある」)	全体	94.1	88.1	90.0
毎年、健康診断を受けている人の割合	全体	72.9	70.9	75.0
健康と思う人の割合 (「とても健康と思う」と「まあ健康と思う」)	全体	62.0	57.2	70.0

・神栖市子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業は以下13の事業があり、市保健センター等においては、各事業の包括的な拠点としての機能が求められている。

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業、(2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (4) 子育て短期支援事業、(5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業、(8) 一時預かり事業、(9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (11) 妊婦健康診査、(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

・神栖市障がい者プラン

神栖市障がい者プランは「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したプランであり、基本理念である「地域でともに暮らせる安全で安心のまちづくり」に基づく各施策の実現の場が求められている。

特に、基本目標2に関しては、相談・連携・地域支援体制など市民が求める非常に身近な施策であり、重要度が高いものと判断される。

以下、基本理念、基本目標2及びその施策を示す。

基本理念：地域でともに暮らせる安全で安心のあるまちづくり

基本目標2：地域でともに支え合う体制の整備

- (1) 相談支援体制の充実、(2) 障がいの早期発見、療育体制の充実
- (3) 情報提供の充実、(4) コミュニケーション支援体制の充実
- (5) 精神保健施策の充実

・神栖市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

神栖市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築に向け各対象毎の施策が規定され、市町村保健センター等において、各基本目標に基づく以下の施策を実現する場が求められている。

高齢者全般・これから高齢期を迎える世代を対象とした施策

基本目標1：健康づくりと介護予防を推進し、住み慣れた地域での暮らしをめざして

- (1) 健康づくりの推進、(2) 介護予防
- (3) 高齢者の自立した生活の支援

基本目標2：生きがいや居場所づくりの促進をめざして

- (1) 高齢者の社会参加・生きがい活動の支援

基本目標3：地域で支え合う体制づくりをめざして

- (1) 認知症高齢者対策、(2) 権利擁護
- (3) 地域等でともに支え合う体制づくり

(2) 法令等における位置づけ

・地域交流に関して

近年においては、都市再生特別措置法に基づく「まちづくり交付金」が「社会資本整備総合交付金」に統合され、各自治体が地域における政策課題解決の財源として活用でき、地域交流機能の強化もその対象となり、市民の多様化するニーズへ対応した地域交流拠点づくりが可能な制度となっている。

社会福祉法第106条の3においても、市町村の努めとして「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が規定されている。

・地域保健に関して

厚生労働省は地域保健法に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針において「住民に身近で利用頻度の高い保健サービス及び福祉サービスは、最も基礎的な自治体である市町村が、地域の特性を十分に発揮しつつ、住民のニーズを踏まえた上で、一体的に実施できる体制を整備することが必要である。」としており、地域ニーズを踏まえた総合的なサービス提供機能の強化が求められている。

3. 基本方針

神栖市は、南東から北西に細長い地型となっているため、市民に地域に密着した保健・福祉業務を行う場合や、緊急性を求められる場合などでは、移動に時間を要することにより地域によるタイムラグが生じている現状であることから、地域交流・保健福祉事業を推進するにあたり、市役所本庁及び神栖市保健・福祉会館のみの対応から、波崎・矢田部・土合地域についても、包括的・継続的な支援を実施するための施設整備を行い、更なる機能の充実を図る必要がある。

また、施設整備にあたっては、「神栖市地域福祉計画」、「神栖市障がい者プラン」、「神栖市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「神栖市子ども・子育て支援事業計画」との整合を確保する必要があることから基本方針を次のとおりとする。

(1) いきいきとしたくらしの交流拠点づくり（地域交流機能）

市民が主体的に活動を行う拠点として、また、様々なイベント等による交流拠点として、市民活動が生きがいづくりの創出に寄与するよう、市民に開かれた環境整備や機能強化を行う。

① 地域とのつながりの創出

個人と地域とのつながりが希薄化する一方で、ボランティア活動などの時代に合った地域とのつながりのあり方が求められているため、ボランティア活動などの場やきっかけとなる機会の創出

② 同世代、多世代間交流の推進

地域の文化や、高齢世代の持つ知識や技能などを、交流を通じて継承する場や機会の創出、また、同じ悩みなどを抱える同世代間の交流や、多世代間交流による家庭・地域課題の解決、負担の軽減などを促す環境整備

③ 余暇時間活用によるいきがいの創出

平均寿命の延びや働き方改革等による労働時間の短縮により、今後増加が予想される余暇時間を、心身の健康増進に活用し、安心してくらしやいきがいの創出に寄与する環境整備

④ 主体的な市民活動の支援

市民による主体的ないきがいづくりの活動や交流活動などを、気軽に行える場の創出、支援サービス体制の強化など

(2) 自らがつくる健康なくらしの拠点づくり（保健機能）

市民が自らの健康を自らつくる拠点として、健康づくりに関する啓蒙、情報提供、情報発信機能を強化し、健診受診率や健康意識の向上に寄与する機能強化を行う。

① 健康増進活動の推進

市民による主体的な健康増進活動に関する情報提供や、気軽にご利用できる健康相談体制などの強化

② 健康寿命延伸の推進

市民が気軽に介護予防活動を行える環境整備や、情報提供機能、相談体制の強化

③ 予防活動拠点の創出

乳幼児健診をはじめとする各種検診において、利用しやすい健診施設の整備や、日常の予防活動を支える支援体制、相談体制や情報提供機能の強化

④ 健康意識向上の推進

予防活動や交流活動を通じて、健康づくりへの意識の啓発、情報提供を行う環境整備や、関係機関・団体、または個人による情報発信機能の強化

(3) 安心できるくらしの拠点づくり（福祉機能）

出産、子育て等を安心して行うことができるよう、また、保健や障がいの相談支援体制機能の強化を行う。

① 福祉相談体制の強化

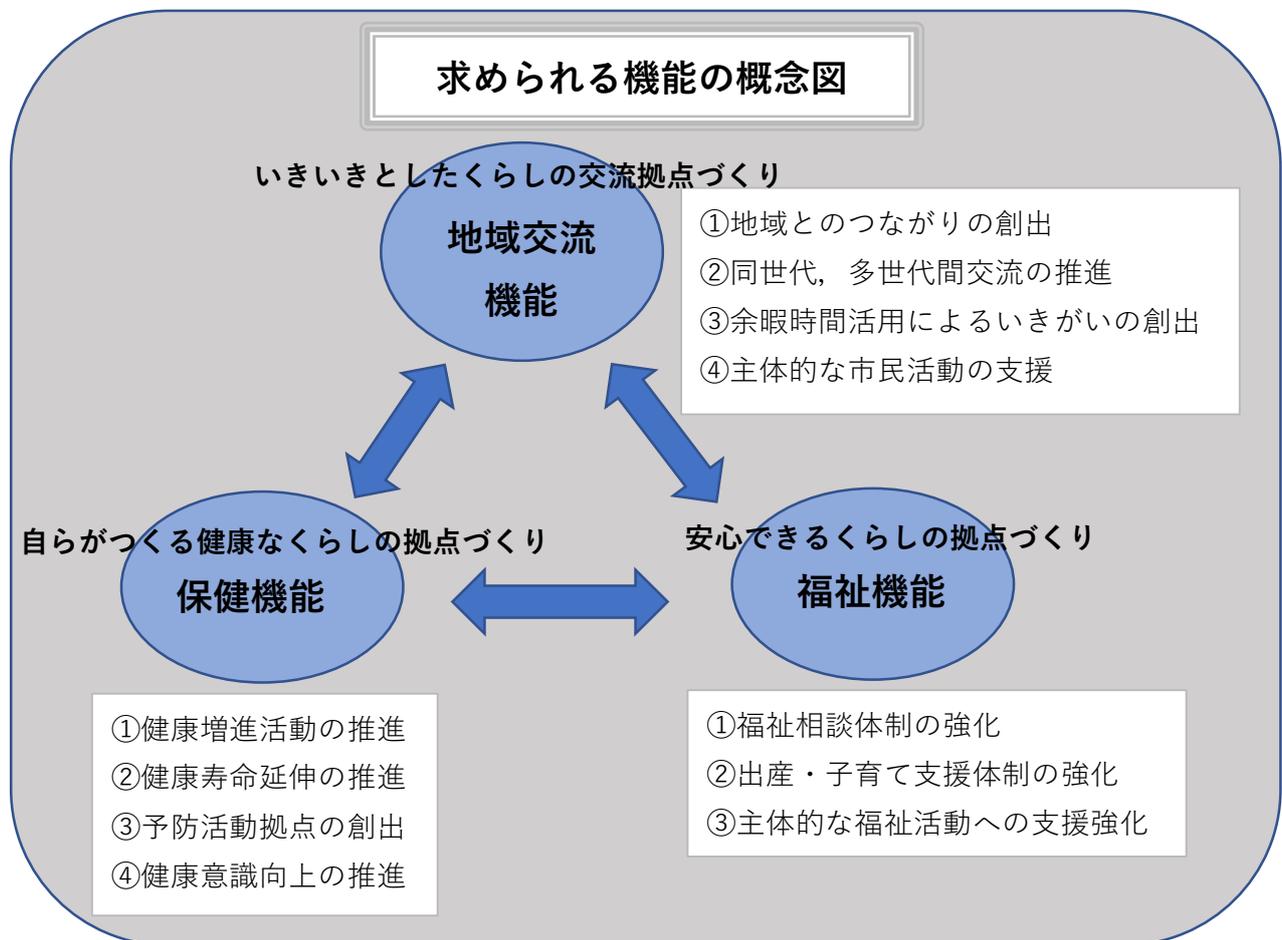
福祉や障がい等について、気軽に相談できる環境、適切な助言、指導、情報提供が行える体制など

② 出産・子育て支援体制の強化

出産や子育てに関する不安や負担を軽減する支援体制の強化、適切な情報提供、交流を通じた生きた情報収集の場の提供や活動支援体制の整備など

③ 主体的な福祉活動への支援強化

市民による主体的な福祉活動、予防活動の動機付けや、その活動の場の創出、支援サービス体制の強化など



4. 現状と必要施設

関係各課にヒアリングを行い、現状と必要施設の取りまとめを行った。

結果は以下のとおり。

・市民協働課

市民活動支援センターについては、現在、平泉コミュニティセンターの団体交流室を改修して運営しているが、会議スペースや作業スペース、また交流スペースを兼ねた空間として、全てを賄っているため手狭となっている。

また、位置的に市の西端にあることから、特に波崎地域の方々には、利用しづらい状況にある。

一方、当該予定地周辺には、自前の集会所を持たない地区が土合東、土合中央、土合本町中、土合南の4地区あり、地区の総会や役員会などの会議等の利用が見込まれる。

必要施設として、大会議室（地区の総会等）、会議室（市民活動団体の会議等）、集会室（講演会・研修会・交流イベント）、市民活動支援センター（交流スペース、作業スペース、活動アーカイブ等）

《保健・福祉エリア》

・健康増進課

乳幼児健診や健康診断等については、神栖市保健・福社会館での実施には波崎地区から40分ほど移動時間がかかる。受付・健康相談業務は、身近で受けられる施設があると効果的であり、健康教育についても手厚く実施できる。

必要施設として、受付・事務、各相談室、乳幼児健診必要諸室、一般健診必要諸室、健康教室

・子育て支援課

子育て世代包括支援センター、病児・病後児保育はいずれも神栖地区にあり、波崎地区にはない。健康増進課、こども福祉課との連携が必要であり、センター化により電話ではなく、母子と直接面談による切れ目ない支援が可能となる。

必要施設として、子育て世代包括支援センター（事務室、窓口、相談室）、病児・病後児保育事業所

・障がい福祉課

地域生活拠点事業や通所サービス等の機能としては民間の事業所で対応しているため、障がい者（児）総合相談所機能の強化を想定。

必要施設として、相談室 1室、相談者控室 1室（共用可）

・長寿介護課

はさき福祉センター（老人福祉センター）は健康長寿の拠点施設として位置づけられており、近年大規模修繕を行ったため、今回の施設整備においては、その機能は移転しないが、今後老朽化による建て替えや移転等が想定される。

必要施設として、高齢者の居場所、社会福祉協議会事務所、シルバー人材センター事務所、ボランティアセンター、調理室、在宅医療介護連携室、一時保護室、機能訓練室、作業訓練室、生活訓練室、機能によっては他課施設との共用も可能

5. 施設各機能の概要

当施設に求められる機能を抽出し、さらに基本方針に沿って検討した結果、施設を構成するエリアを次のように想定した。

※諸室については、現在配置が確定されていないため、基本計画にて決定予定

各エリアの必要機能の整理

「地域交流エリア」

- ・集会室 300人程度の集会を想定（区分使用可）
- ・活動室 50人程度の市民活動団体等による会議を想定
- ・活動室 30人程度の市民活動団体等による会議を想定
- ・調理実習室 定員40名程度
- ・市民活動支援センター

交流スペース，作業スペース，活動アーカイブ，事務その他

- ・カフェスペース 60～70席 程度

「健康増進エリア」

- ・事務室 受付兼用
- ・健診室 問診・待合・健診として
- ・多目的室 100人程度の待合を想定
- ・検診室 内科・歯科・眼科・尿検査・血液検査・心電図・乳幼児健診を想定し，規模は同種施設より
- ・書庫 同種施設より

「子育て支援エリア」

子育て世代包括支援センター

- ・センター事務室 事務6人・窓口等
- ・相談室 4人程度

病児・病後児保育事業所

- ・保育室 定員3人程度
- ・観察室・安静室 2室程度

「障がい福祉エリア」

- ・相談室 5人程度
- ・相談員控室 2人程度

※老人福祉センター機能は、既存のはさき福祉センターの建て替え時期が到来した場合、同一敷地内に設置することを検討する。

(1) 地域交流エリア

市民相互の交流が希薄になってきていることから、地域の力の低下が懸念される一方、地域としての魅力も失われつつある。

市民が、文化・芸術活動や市民活動をはじめとした、様々な目的で集える場所（拠点）を提供することで、市民の交流を醸成するとともに賑わいを創出し、魅力あふれる地域づくりにつなげるためのエリアとしている。

仕様としては、様々なイベント等に対応するため、汎用性の高いものとし、オープンスペースを配置することで、様々な用途での利用を可能とし、また、多世代の利用も見込まれる。

また、周囲には複数の学校が立地しているため、高校生等の学習室にも活用できるスペースの確保を検討する。

想定している機能、規模

エリア	所要室	根拠等	エリア規模 (㎡)
地域交流エリア	集会室	集会300席 (区分使用可)	約2,400
	活動室	50席	
	活動室	30席	
	活動室	30席	
	調理実習室	40名	
	市民活動支援センター	交流スペース 作業スペース 活動アーカイブ	
	カフェ	60~70席程度	
	管理・共用部	所要室×0.4程度	



集会室イメージ



調理実習室イメージ



府中市市民活動センター プラッツHPより抜粋
カフェイメージ



府中市市民活動センター プラッツHPより抜粋
市民活動支援センターイメージ

(2) 健康増進エリア

各種健診（検診）業務において、波崎地域会場は若松公民館や矢田部公民館などを使用しているが、建物や設備の老朽化により、快適に健診を受診いただけない施設が多くなっている。施設の整備により、波崎地域の健診の活動拠点となり、市民も従事スタッフも健診会場が冷暖房完備で快適に過ごすことができ、準備の時間短縮も図ることができる。

各種健康相談は、電話や窓口にて随時実施しているが、市民にとっては、波崎地域の施設に職員がいることで相談する場所が近くにでき、地域を担当する保健師等の専門職が常駐する事により、地域の相談に迅速でより手厚いケアが可能になるなど相談のしやすさにつながる。

また、乳幼児をはじめとする各種相談事業においても、波崎地域で開催するエリアを分けるなど環境づくりが整うことで参加がしやすくなる。

想定している機能，規模

エリア	所要室	根拠等	エリア規模 (㎡)
健康増進エリア (保健センター)	健診ホール	問診・待合・健診・リハビリ	約1,100
	多目的室	レクレーション待合	
	各検診室	各種検診・相談・測定等 (尿検査・血液検査・心電図等)	
	事務室・書庫		
	管理・共用部	所要室×0.4程度	



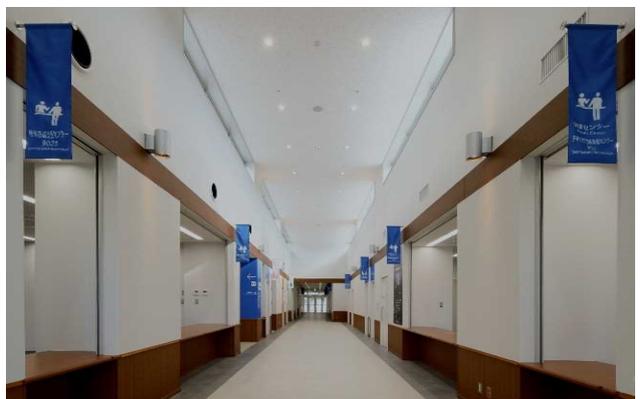
多目的室イメージ



健診ホールイメージ



健診待合室イメージ



検診室イメージ

(3) 子育て支援エリア

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、令和元年6月に神栖市保健・福社会館内に開設したが、市民にとって利便性の高い相談窓口として、波崎地域にも同センター機能が必要である。

また、病児・病後児保育事業は、児童が病気や病気の回復期にあつて、集団生活や家庭での育児が困難な場合に、一時的に預かる事業であり、現在、神栖地域の2施設で実施をしているが、子育てと就労等の両立を支援するため波崎地域にも同施設が必要であり、整備を行うことで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

想定している機能，規模

エリア	所要室	根拠等	エリア規模 (㎡)
子育て世代包括支援センター	センター事務所	事務6人・窓口6人	
	相談室	4人	
	管理・共用部	所要室×0.4程度	
	子育てスペース		
病児・病後児保育事業	保育室	3人	約400
	観察室・安静室	2室	
	事務スペース	2人	
	トイレ・調乳室・共用部	所要室×0.4程度	



弘前駅前公共施設 ヒロロスクエアHPより抜粋
子育て世代包括支援センターイメージ



本宮市HPより抜粋
相談室イメージ



病児・病後児保育室イメージ



安静室イメージ

(4) 障がい福祉エリア

障がい者（児）の療育手帳判定のための巡回相談等は、現在、神栖市保健・福祉会館及び女性・子どもセンターを利用して実施している。今回整備を計画している当施設においては、多目的トイレとして車いす及びオストメイト対応トイレの整備や担当地区保健師の配置がなされることから、波崎地域の障がい者（児）の相談事業の場所を確保することによる利便性の向上と相談連携の強化を図ることができ、子育て支援エリアとの共用も可能となる。

想定している機能，規模

エリア	所要室	根拠等	エリア規模（㎡）
障がい福祉エリア	相談室	5人	約100
	相談員控室	2人	
	管理・共用部	所要室×0.4程度	

全体規模

エリア	エリア規模（㎡）
地域交流エリア	約2,400
健康増進エリア	約1,100
子育て支援エリア	約400
障がい福祉エリア	約100
整備面積 合計	約4,000

附帯施設

名称	根拠等	規模（㎡）
車庫棟	公用車車庫 10台	約200

一般駐車場・職員駐車場 200台

駐輪場 20台

6. その他の機能整備

(1) 災害対応機能の確保

当該施設は整備後、公共施設として地区の避難所としての利用が想定される。そのため避難所として避難者の生活環境の整備を図るとともに、災害備品の保存のためのスペースを設け、非常用電源の配備や電話回線以外の防災無線等の防災機能を備えた施設とする。

また、災害時は避難者に対する心身の健康確保など避難者の保護に関する対策も必要であることから、健康に配慮した支援を行う体制の整備を確保できる施設とする。

(2) 環境に配慮した施設整備

当施設においては、環境へ配慮をした施設とするため、屋上等への太陽光発電装置の設置検討を行うものとする。

また、自転車等を利用した施設利用を想定して、駐輪場を設置する。

(3) イベント広場の整備

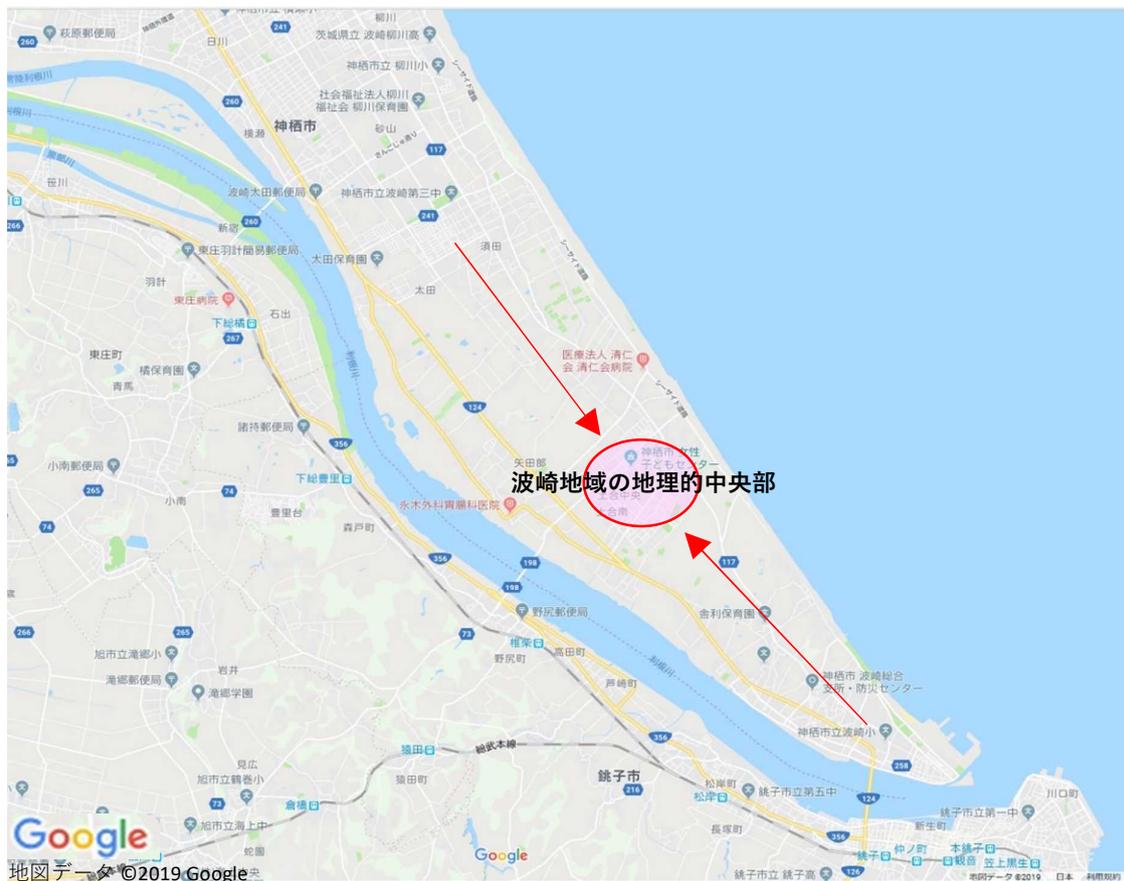
当施設は、広く地域の住民の交流の場となることから、多世代間交流の場として敷地内にイベント広場の整備を行う。

7. 敷地の概要

(1) 立地条件

既存施設の立地や機能から総合的に判断すると、波崎地域においては、交流・保健福祉機能のサービス利便性が低い状況であることから、波崎地域の拠点を整備することがふさわしいものと判断される。

さらに、地理的には波崎地域の中央部に位置した矢田部・土合エリアに於いて、まとまった空地として、また、周辺の市街化状況を考慮した場合、鹿島労災病院第二駐車場跡地は好立地であり、地域交流・保健福祉機能の確保にも対応可能な用地として最適であると考察される。



(拡大図)



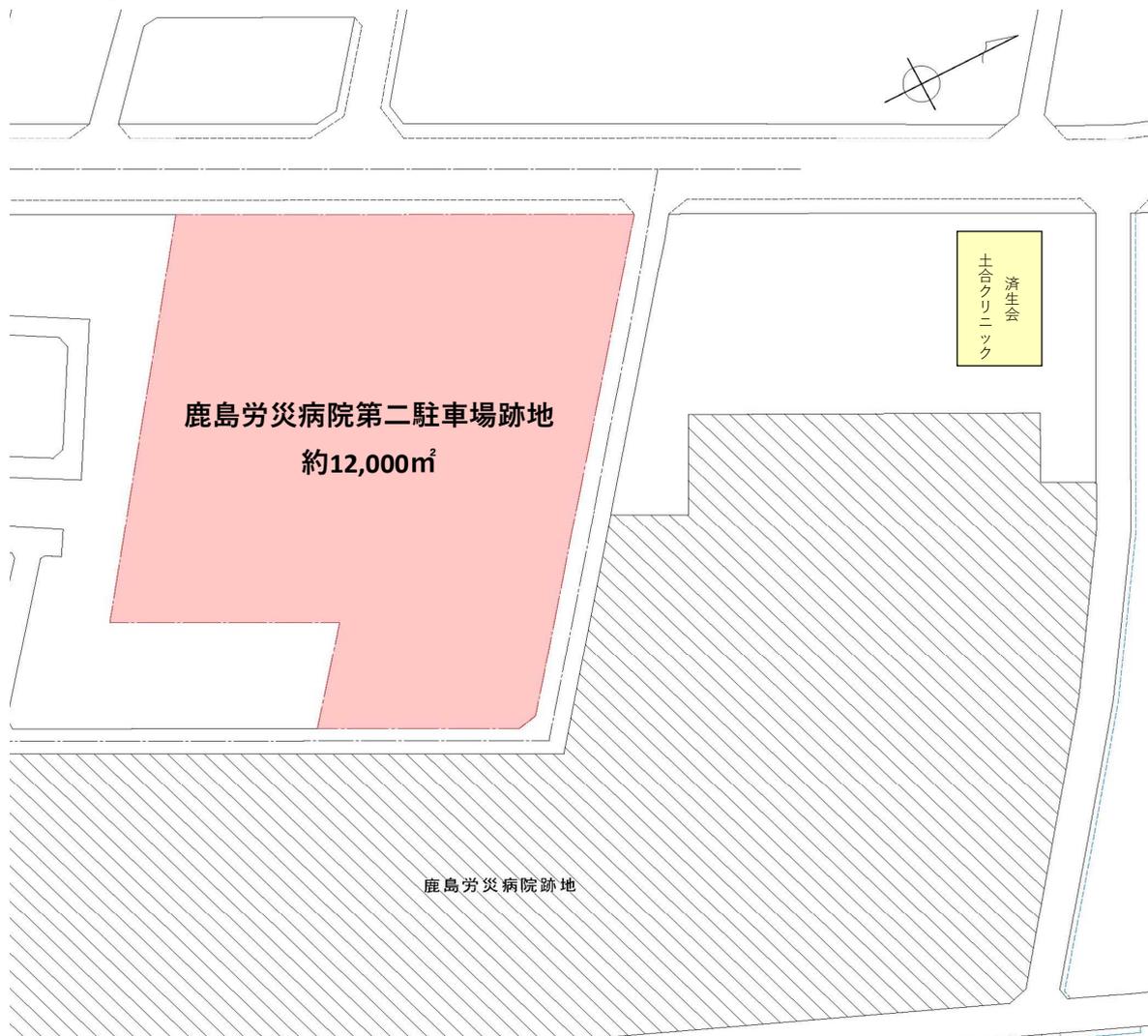
(2) 必要規模

想定される施設各機能の概要より、必要施設面積は約4,000㎡となり、駐車台数は約200台、を想定する。

- ①施設は集会室や吹き抜け等を除き2階建てと想定した場合、概算建築面積は $4,000 \times 0.7 = \text{約}2,800\text{㎡}$ となる。
- ②駐車場に関しては、利用を約200台（職員用含む）と想定した場合、必要面積は $200\text{台} \times 30\text{㎡} = 6,000\text{㎡}$ となる。（車路幅含め1台当たり30㎡）
- ③屋外イベント広場や車寄せ、検診車駐車スペース、屋外設備スペース、緑地、附帯設備等必要面積を約3,000㎡と想定

敷地必要規模の概算は上記①から③を合計し、 $2,800 + 6,000 + 3,000 = 11,800 \div 12,000\text{㎡}$ となる。

整備候補地位置図



(3) 想定土地利用計画案

アプローチ動線

敷地前面道路は地域の環状道路として整備されており、地域の発展と共に交通量の増加が見込まれる道路である。

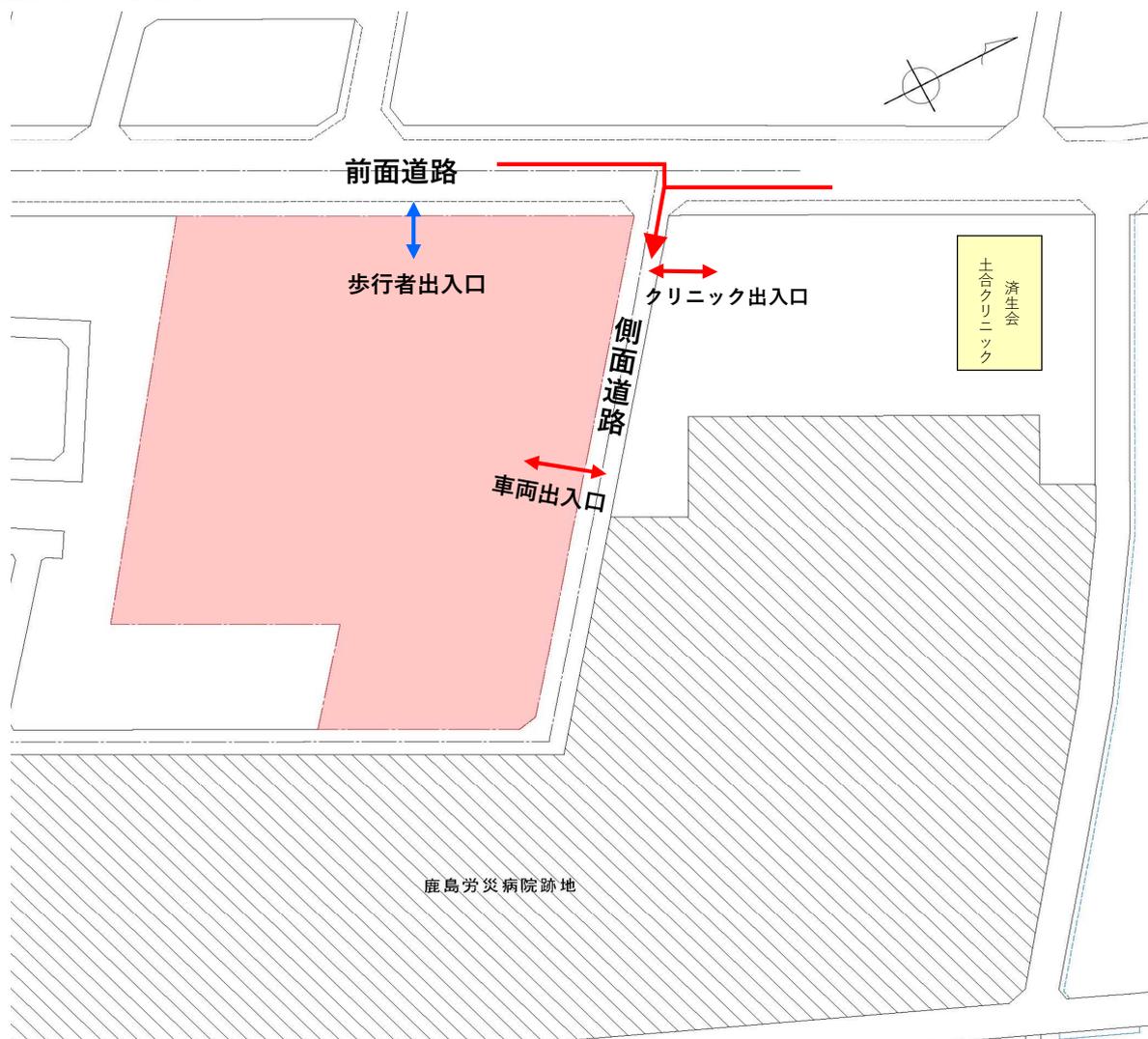
施設への来場はその大半が車によるものと想定され、健康診断や集会の開催時のイベントなどでは多数の来場が見込まれるため、地域の主要環状道路である前面道路の交通への影響を考慮することが必要とされる。

従って、本計画における想定敷地への車でのアクセスは側面道路からが望ましいものと考えられ、さらに、前面道路から側面道路へは右折レーンも既に整備されており、右折による入場の影響は軽微なものと判断される。

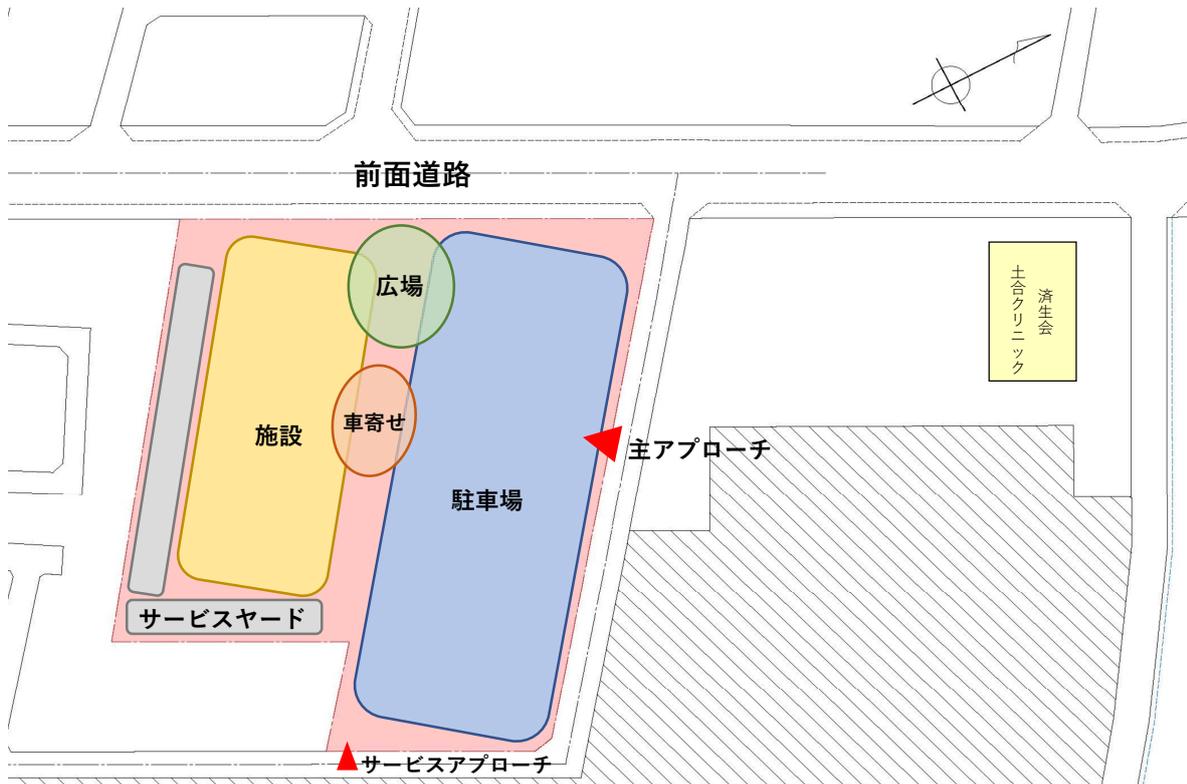
前面道路には歩道が整備されているため、歩行者の来場に関しては、動線短縮のため専用の入口などを考慮する必要があるものとする。

また、側面道路側に済生会土合クリニックの出入口もあるため、前面道路を介さずに連携を行うことも可能になるものと考えられる。

整備候補地想定動線図

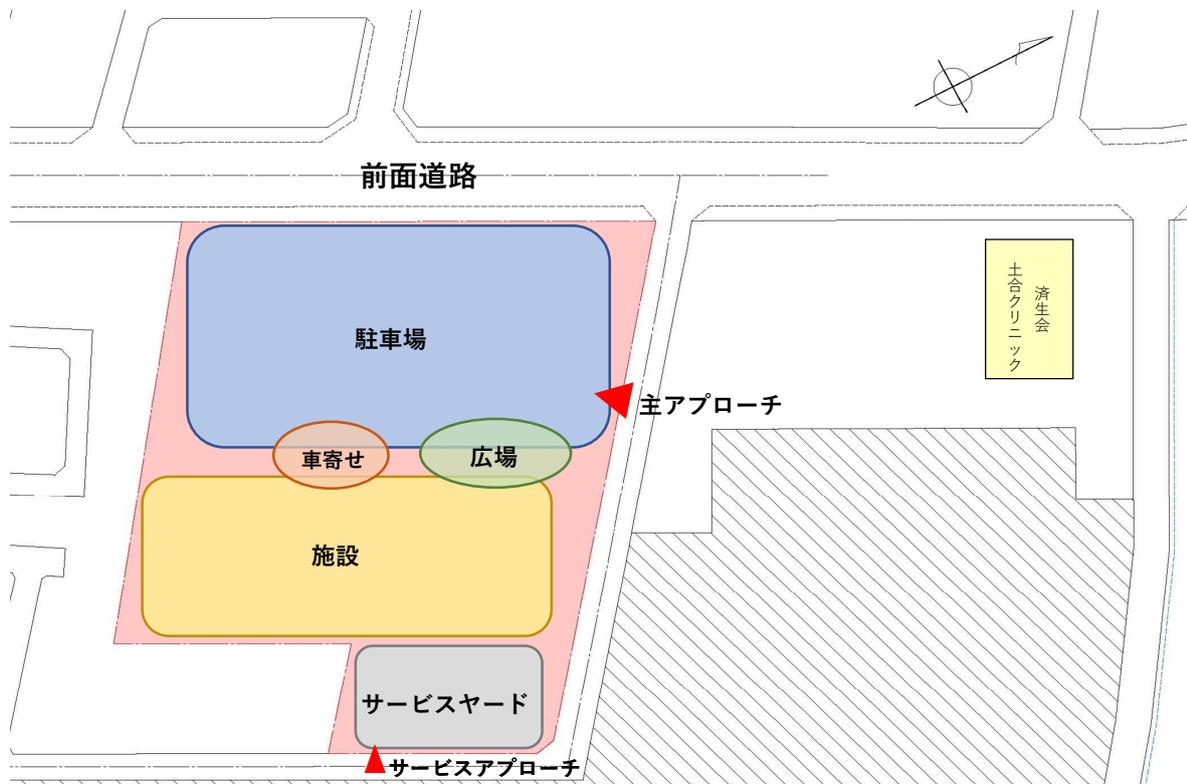


土地利用ゾーニング A 案



A案は出入口側に駐車場を広く取ることから車寄せと施設の連携に合理性があり、前面道路からの視認性も良い。歩道側に広場も確保でき地域との一体感を創出する構成となっている。

土地利用ゾーニング B 案



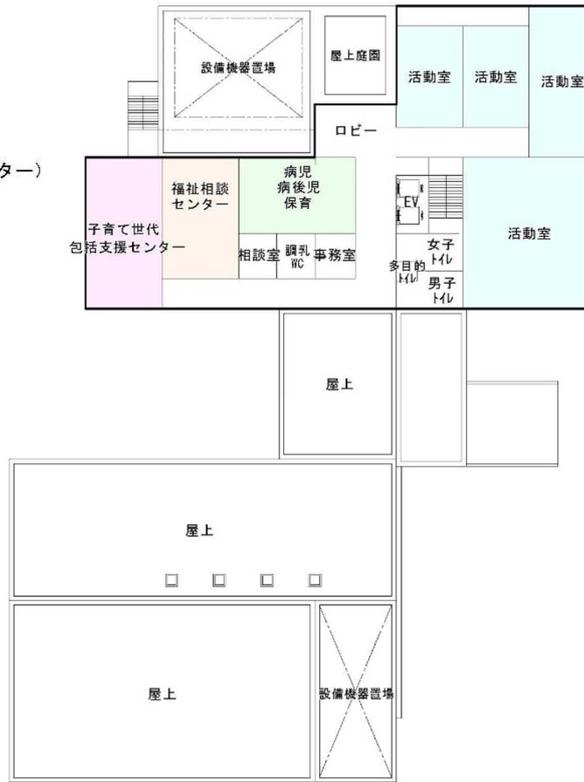
B案は前面道路に対して、駐車場、車寄せ、施設と配置した計画となるが、施設の視認性、出入口と車寄せ、歩道と広場の配置など使用者の利便性を配慮した構成となっている。

施設の計画案

ブロック平面図案①

凡例

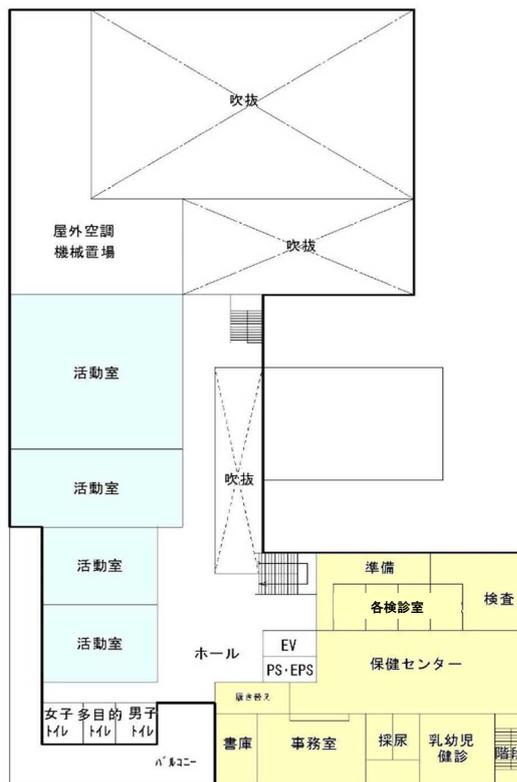
- 地域交流エリア
- 健康増進エリア
- 子育て支援エリア
(子育て世代包括支援センター)
- 子育て支援エリア
(病児・病後児保育事業)
- 障がい福祉エリア



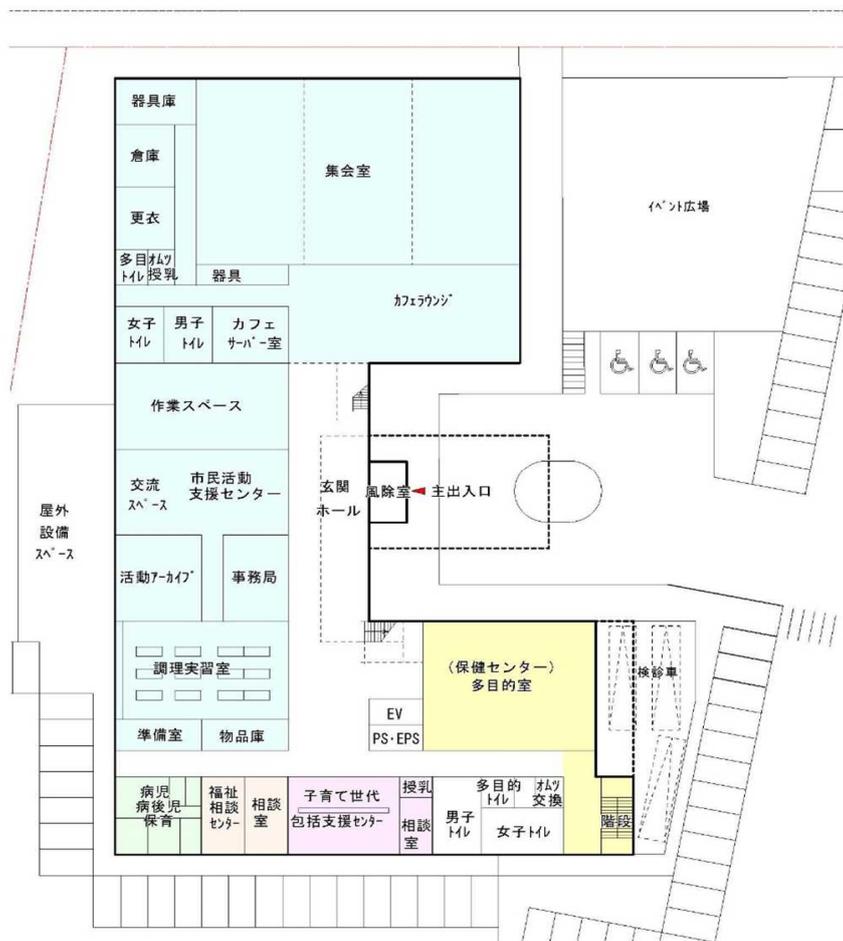
ブロック平面図案②

凡例

- 地域交流エリア
- 健康増進エリア
- 子育て支援エリア
(子育て世代包括支援センター)
- 子育て支援エリア
(病児・病後児保育事業)
- 障がい福祉エリア



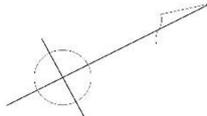
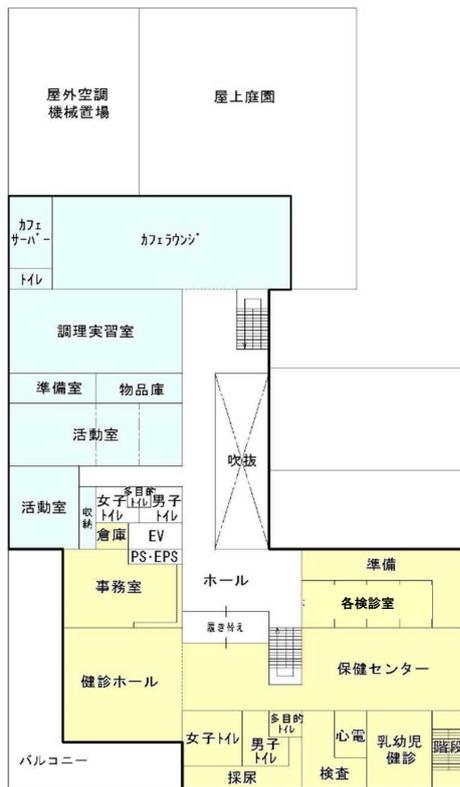
2 F



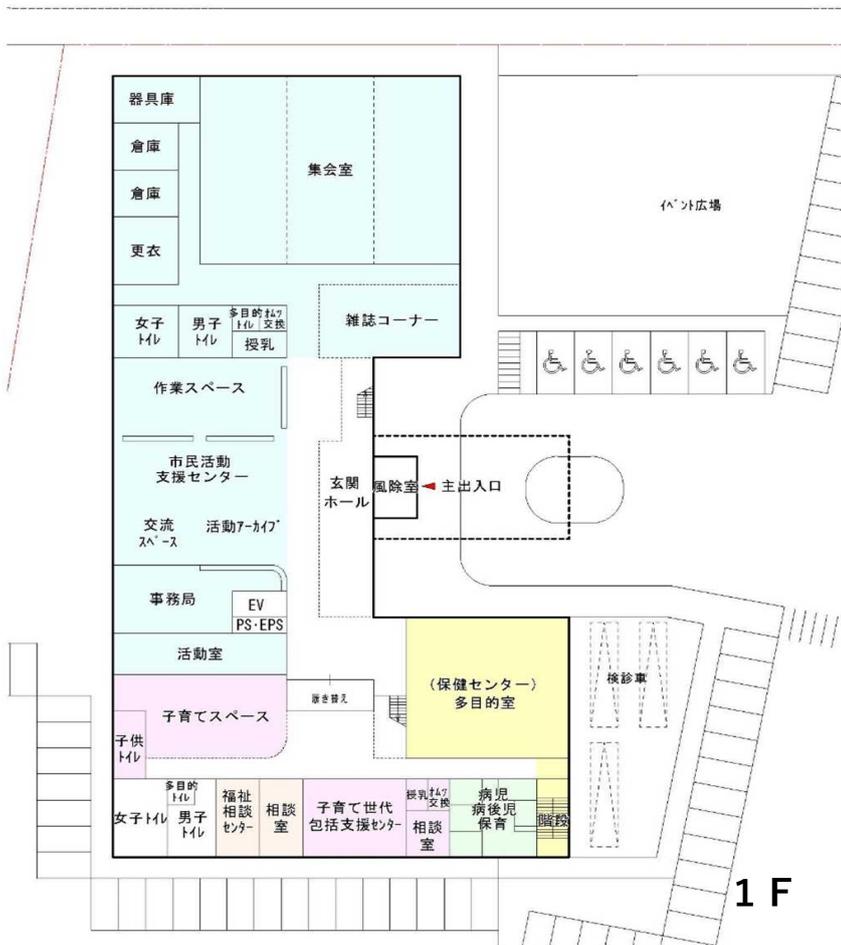
ブロック平面図案③

凡 例

- 地域交流エリア
- 健康増進エリア
- 子育て支援エリア
(子育て世代包括支援センター)
- 子育て支援エリア
(病児・病後児保育事業)
- 障がい福祉エリア



2 F



1 F

8. 交付金制度の活用

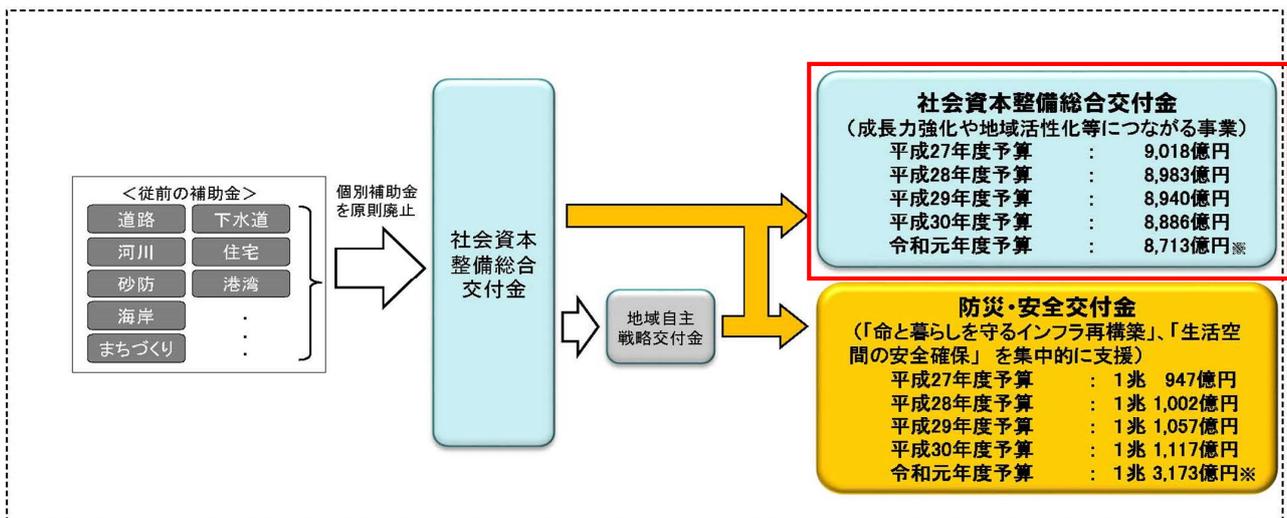
社会資本整備総合交付金の活用

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって活用の自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。

当施設整備においても、「地域交流エリア」を当該交付金制度の「地域交流センター」と位置付けられることから、交付金の対象となり、重要な財源を確保することができる。

交付金の活用スキーム

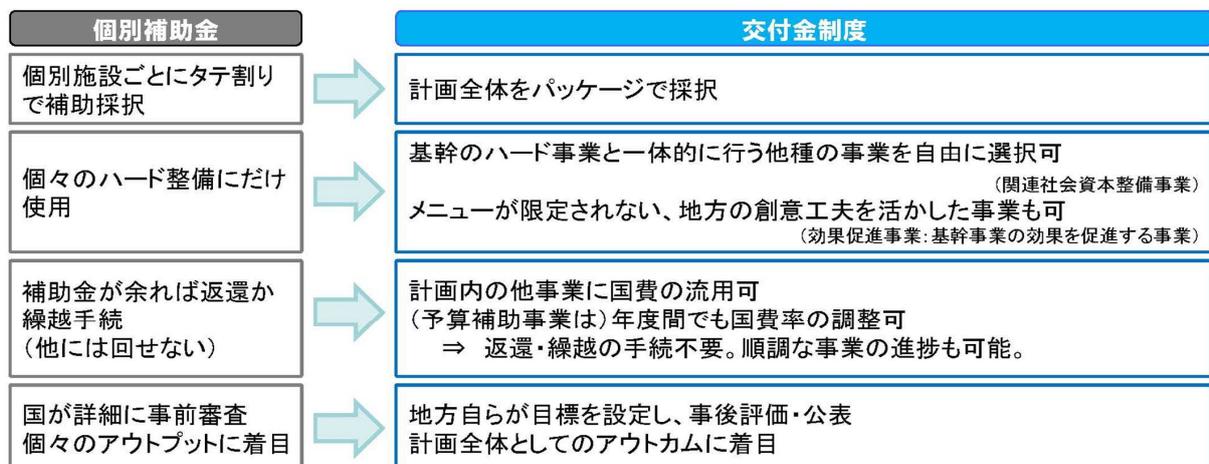
従前の制度との比較



※令和元年度予算の計数は、臨時・特別の措置を含む。(社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円)

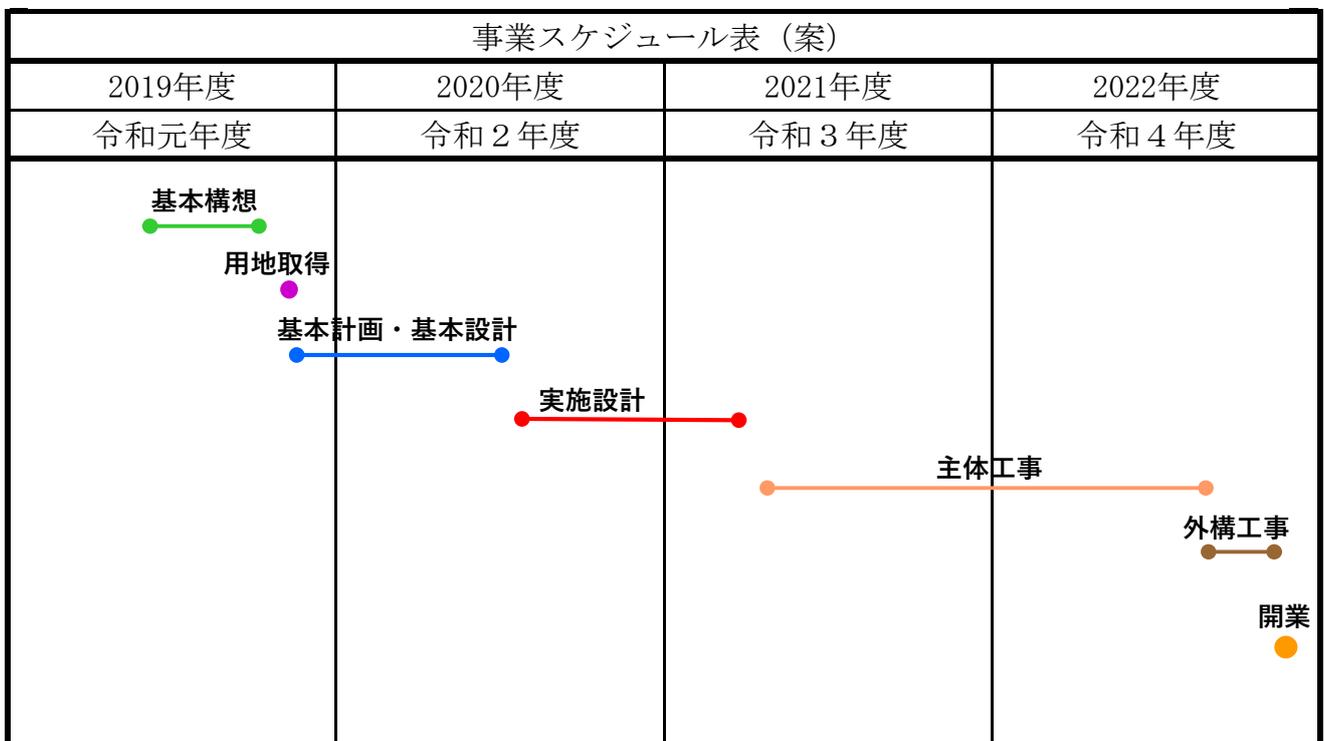
地域が政策課題を自ら抽出することによる自由度の高い交付金制度

- ◇ 地域が抱える**政策課題を自ら抽出**して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、**トータルで支援**
- ◇ 地方公共団体の**自由度を高め**、使い勝手を向上



9. 事業スケジュール

令和元年度（2019年度）	基本構想策定 土地取得 基本計画・基本設計策定着手
令和2年度（2020年度）	基本計画・基本設計 社会資本整備総合交付金本要望 実施設計着手
令和3年度（2021年度）	社会資本整備総合交付金申請 実施設計 主体工事発注・建設着手
令和4年度（2022年度）	主体工事完成 外構・附帯工事発注 整備完了 施設開業



10. 先進施設の実例

取手ウェルネスプラザ

施設概要

複合施設
多目的ホール、トレーニングジム、保健センター
キッズプレイルームなど

建築概要
地上3階建て、延床面積：2,966㎡、公園面積：1,800㎡
取手駅西口から徒歩3分

施設コンセプト

取手ウェルネスプラザは、市民の健康づくり交流拠点としての役割を果たすため3つの事業を展開していきます。これらにより、多世代の市民が交流し、相互に心身ともに「健康（けんこう）」であることを認識し、成長・発展することを目指します。

市民の健康を維持し健康を悪化するための怪病・障害・相違点などを理解し、健康や運動を促す取手ウェルネスプラザの役割

市民の様々な集客や健康の集、生活習慣や芸術・文化等の発展イベントが展開でき、市民が健康的な生活を送ることを促す取手ウェルネスプラザの役割

市民の健康づくり支援機能

市民の心豊かな暮らしと多世代交流支援

市民の健康づくり支援機能

市民の心豊かな暮らしと多世代交流支援

子どもの発達や健康を促すための健康づくり支援機能、子育て支援機能、市民の健康づくり支援機能、市民の心豊かな暮らしと多世代交流支援



Wellness

取手ウェルネスプラザ・取手ウェルネスパーク

開館時間：8:30～22:00
住所：〒302-0024 茨城県取手市新町 2-5-25
TEL：0297-71-2122
FAX：0297-73-1860
URL：http://toride.wellness-plaza.com

指定管理者：とりで健康づくりパートナーズ
代表企業 シダックス大前車ビュースマンサービス株式会社
構成企業 株式会社コナミススポーツクラブ

Toride **Wellness Plaza**
取手ウェルネスプラザ

Toride **Wellness Park**
取手ウェルネスパーク

Toride Wellness Park

取手ウェルネスパーク



Wellness

オープンテラス イベントスペースとして利用できる屋根付きの広場です。取手駅西口から徒歩3分、延床面積：約145㎡、奥行153m、高さ約12m、床面積：約1,000㎡、イベントスペース等

野外ステージ 屋根付きのステージで屋外コンサートなどを行います。取手駅西口から徒歩3分、延床面積：約145㎡、奥行45m、高さ約12m、床面積：約1,000㎡、コンサート等

Toride Wellness Plaza

取手ウェルネスプラザ



3F キッズプレイルーム

親子が心と体とを伸ばしながら、一緒に楽しく遊べる空間です。子どもが成長や活動に合わせてエリアを分け、さまざまな遊具を配置します。遊具も利用は低年齢から小学生まで、7歳以上は利用も可能です。

2F キッキングスタジオ

親子料理教室をはじめ、各種料理教室や講座、食の体験などを開催する様々な用途が可能なスペースです。

1F 多目的ホール

舞台や観客席を設け、市民の利用が容易となり、多様な利用と目的別の利用の両方に対応しています。各種発表、コンサート、演劇、美術展覧会、バーベキューなど多様な文化・交流活動が行えます。収容人数：最大400名

カフェ コーヒー、ソフトドリンク、焼き菓子などを提供いたします。オープンテラスから、眺めも絶景です。また、お土産物販売コーナーも設けています。

環境・防災に配慮 太陽光発電や雨水タンクなどを積極的に取り入れることにより環境負荷の軽減を図りました。また、非常時や自然災害発生時に九一消防機関などを優先的に避難させることができます。

トレーニングジム 健康増進施設「Wellness（イェウエルネス）」スタジオを併設して、一人ひとりの健康増進とライフスタイルに合わせた運動プログラムを提供し、運動習慣の定着を図ります。開館時間：8:30～22:00、入館料：無料、入館人数：最大100名

健康スタジオ 健康づくりのために、さまざまな運動やヨガプログラムを行うことができます。

保健センター 乳幼児健診などの各種健診、健康相談、保健指導などが行われます。

セミナールーム 生涯学習や講座、会議などに利用できます。収容人数：最大100名

取手ウェルネスプラザ



■アプローチ

JR取手駅に連絡するペデストリアンからのアプローチ



■屋外イベント広場

市民の健康づくりをテーマにした屋外イベント広場。野外ステージやオープンテラスが併設されている。



■多目的ホール

最大収容400名

舞台や観覧席を収納すれば、平場での利用が可能となる。

多様な文化交流活動に利用されている。



■保健センター

乳幼児健診などの各種健診、健康相談、保健指導などが実施されている。

立山町元気交流ステーション「みらいぶ」

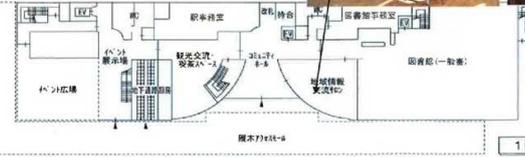
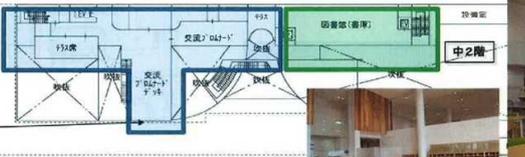
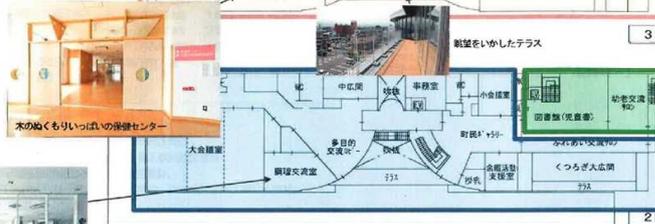
立山町元気交流ステーション「みらいぶ」の概要

1. はじめに

立山町元気交流ステーションは、立山町健康福祉センター、保健センター、立山町社会福祉協議会など保健福祉の総合的な機能を集約し、図書館や市民交流センターなど暮らしに役立つ公共施設と富山の町営鉄道五百石駅が一体となった複合施設です。

2. 施設の特徴や概要など

- 敷地面積：立山町R1169 番地
- 敷地面積：約 3,370 m²
- 地上構造：鉄骨造3階建（中2階含む）
- 地下構造：鉄筋コンクリート造1階建（2区画）
- 建築面積：約 1,870 m²（本体建物部分）
- 延床面積：約 6,060 m²（本体建物部分）



外観

立山町元気交流ステーション「みらいぶ」



■富山地方鉄道五百石駅舎と一体になった地域交流ステーション

町民交流センター・市立図書館・保健福祉センターが併設されている。



■カフェラウンジ

観光交流スペースに併設

屋内イベント広場（多目的ホール）

イベント展示場が隣接されている。



■図書館

一般利用者のみならず、高齢者や児童が利用できるコーナー（居場所づくり）により、多世代の交流も意図させている。



■交流サロン

ボルダリングで体力作りも行える
まちなか交流サロンなど様々な交流の仕掛け・居場所づくりが工夫されている。